

山梨県公報

号外第十九号

令和七年

六月二日

月 曜 日

目 次

- 山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………一
○山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第三十二号

山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

山梨県クリーニング業法施行細則（昭和三十九年山梨県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「洗たく物」を「洗濯物」に改め、同条第一項第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改め、同項第四号中「もどす」を「戻す」に改め、同項第五号中「日本薬局方フェノール」を「日本薬局方フェノール」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 亜塩素酸水を使用し、その遊離塩素濃度二十五ppm以上の水溶液中に摂氏二十度以上で十分間以上浸す消毒又はその遊離塩素濃度五十ppm以上の水溶液中に摂氏十度以上で十分間以上浸す消毒（これを亜塩素酸水消毒という。）

第二条第一項に次の一号を加える。

十一 逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に摂氏三十度以上で三十分間以上浸す消毒（これを界面活性剤消毒という。）

第二条第二項各号列記以外の部分中「洗たく方法」を「洗濯方法」に改め、同項第一号中「洗たくする」を「洗濯する」に改め、同項第二号中「サラシ粉」を「さらし粉」に、「洗たく方法」を「洗濯方法」に改め、同項第三号中「洗たくした」を「洗濯し

た」に、「洗たく方法」を「洗濯方法」に改め、同項第四号中「洗たくする」を「洗濯する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十三号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。
第七十一条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項中「資金前渡することができる経費は、令第百六十一条に規定するもののほか」を「令第百六十一条第一項第十七号の規則で定める経費は」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第百六十一条第一項第十五号の規則で定める契約は、車両の燃料の用に供するため

の水素を買い入れる契約その他会計管理者が別に定める契約とする。

第七十二条第三項中「前条第一項第十三号」を「前条第二項第十三号」に改める。

第百三十七条第一項の表中「二百五十万円」を「四百万円」に、「百六十万円」を

「三百万円」に、「八十万円」を「百五十万円」に、「五十万円」を「百万円」に、

「三十万円」を「五十万円」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

別表第二支出の特例の部資金前渡の款中「第七十一条第一項第十五号」を「第七十一条第一項及び第二項第十五号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番